

## 震災に伴う登録定期講習受講期限の超過について

この度、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令第十九号（平成二十三年三月十三日公布施行）第四条に基づき登録定期講習については、東北地方太平洋沖地震及び関連する一連の災害により受講期限内に登録定期講習の受講ができない方については、平成23年6月30日までに受講されますと期限超過についての責任は問われないこととなります。

### 【参考：官報】

ご不明な点がございましたら、以下の窓口までお問い合わせ下さい。

<お問い合わせ窓口>

原子力技術展開事業部 技術展開部 出版・講習グループ

電話 03-3814-5746

e-mail [kosyu@nustec.or.jp](mailto:kosyu@nustec.or.jp)